

# 史料から見た一七二〇年伯耆・美作地震と一七二一年伯耆・美作地震

矢田俊文（新潟大学人文学部）

はじめに

近世における地震被害の全体像を明らかにするには、地震が起こった時期に記された史料を使用することが重要である。また、広域の被害を明らかにするために藩が幕府に提出した被害報告書と藩の日記を検討することが重要である。宝永七年（一七二〇）閏八月十一日に起こった地震、宝永八年（一七二一）二月一日に起こった地震の被害地域は鳥取藩・津山藩の支配領域にあたり、鳥取藩・津山藩が幕府に報告した史料、藩によつて記録された日記によつて明らかにすることができる。この二つの地震については、今村明恒<sup>(1)</sup>、西田良平の<sup>(2)</sup>研究があるが、藩への地震被害報告書、幕府への被害報告書を用いていないため不十分な検討に終わっている。本稿では被害報告書を中心に地震が起きた当時の確実な史料のみを用いて、家屋被害を中心に被害の実態を明らかにしたい。

## 一 一七二〇年伯耆・美作地震と史料

宝永七年閏八月十一日の地震については、鳥取県立博物館所蔵鳥取藩国元家老日記（表題「控帳」、以下鳥取藩国元家老日記と記す）と『鸚鵡籠中記』所収の尾張藩が入手した鳥取藩の幕府への被害報告が重要である。

鳥取藩国元家老日記の宝永七年閏八月・九月の地震記事を抜き出すと、次の記事を知ることができる。

（史料1）

（表紙）

「宝永七年

控帳 五拾七

寅ノ正月ノ十二月迄 一

十三日

一、一昨十一日未ノ下刻御当地余程之地震ニ付、江戸 上々様御機嫌為可奉伺

之、江府江今朝ノ八日割之飛脚差出候事

同日

一、西郡ノ米村所平并御郡奉行昨日被帰、去ル十一日地震ニ付而潰家、田畑、

山川、橋損亡、并ニ死人、死牛之書付差出し、入御覽候事

四日

一、今日之日付にて明日ノ江戸へ八日割之御飛脚指出候事、去月十一日未ノ下

刻地震、西郡之内河村郡・久米郡・八橋郡、夥敷地震、死人・潰家・田地等は二分損シ候に付、委細之書附差越、右之段於江戸御届之候、御聞役共江申遣候事

(九月十五日)  
同日

一、倉吉御普請奉行三村軍右衛門、此度倉吉大地震ニ付、御破損所も多有之故、此節爰元へ御用ニ而罷歸候、依之今日年頭之御礼被 仰付候、例之通、於倉吉御普請奉行無懈怠相勤候由、御家老共御信頼申上候事  
但、年頭御礼之席記可申候処、事前此所ニ記之、金剛証寺ニハ前記筈也

鳥取藩国元家老日記(史料1)の宝永七年閏八月十三日条によると、閏八月十一日未の下刻に当地で大きな地震が起こったので、十三日朝、鳥取藩江戸藩邸に飛脚で知らせたことがわかる。閏八月二十八日条によると、西郡から米村所平と郡奉行が昨日二十七日に帰ってきて、閏八月十一日の地震の潰家・田畑・山川・橋損亡・死人・死牛の「書付」を差出して藩主に見せたことが記されている。

九月四日条には、九月四日の日付で明日九月五日、飛脚で江戸の聞役に詳細な書付を送るとある。その内容は、閏八月十一日未の下刻の地震は西郡のうち河村郡・久米郡・八橋郡が激しい地震に襲われ、死人・潰家・田地等々大きな被害が出たというものである。被害報告書は江戸の聞役から幕府に提出された。

ここでいう「西郡」とは鳥取藩の西部地域の伯耆国のこと、この地震で被害を受けたのは、伯耆国東三郡の河村郡(鳥取県湯梨浜町・倉吉市)・久米郡

(倉吉市と北栄町の一部)・八橋郡(鳥取県琴浦町・北栄町の一部・大山町の一部)であったことがわかる。

九月十五日条には、倉吉普請奉行の三村軍右衛門がこのたびの倉吉大地震について破損所も多くあるので、この節こちらへ御用があり帰ったとある。九月四日条で伯耆国久米郡が被害を受けているので、同郡内の倉吉町も被害を受けていたことは想定されるが、本条で鳥取藩家老荒尾氏の自分手政治の拠点の倉吉町が被害を受けたことが明らかにされる。

『鸚鵡籠中記』の宝永七年閏八月十一日条には、次のような被害報告書が記されている。

(史料2)

○未刻伯耆国地震損亡之覚

- 荒田畑 四百六十町四反歩余
- 死人 七十五人 内男三十人 女四十五人
- 潰家 千九十二軒 侍屋敷・町家・寺社共
- 損牛 五十四疋 ○井手崩 式百二十六ヶ所
- 土蔵 九ヶ所 ○石垣 百八十五間
- 落橋 九十ヶ所 ○山崩 四百九十二ヶ所
- 川除崩 四十二ヶ所

尾張藩士朝日重章の日記『鸚鵡籠中記』には尾張藩が幕府から入手した多くの被害報告が書き込まれているので、史料2の「未刻伯耆国地震損亡之覚」も鳥取藩が幕府へ報告した地震被害報告書と考えてよからう。

この被害報告書は、荒田畑・死人・潰家・損牛・井手崩・土蔵・石垣・落

橋・山崩・川除崩という項目ごとに被害総数が記されている。さきほどみた史料1の閏八月二十八日条には、伯耆国（西郡）から帰ってきた米村所平と郡奉行は地震の潰家・田畑・山川・橋損亡・死人・死牛が記された被害報告（「書付」）を差出して藩主に見せたとある。土蔵・石垣等の項目が増えているものの、被害項目の多くは重なっている。伯耆国の被害調査を行った米村所平・郡奉行が報告した書付にもとづき、藩があらためて報告書を作成し、幕府に提出する被害報告書を作成した。その幕府宛の地震被害報告書が史料2といえよう。

史料2では山崩れが四九二か所あるなど全体の被害数がわかる報告書になっているが、ここでは被害地域と死亡者数・潰家数について確認しておきたい。史料2から判明する伯耆国の被害数は死亡者七五人、潰家は一〇九二軒であった。

## 二 一七一一年伯耆・美作地震と史料

宝永八年二月一日の地震は、伯耆国河村郡・久米郡の南部に隣接する美作国大庭郡・真島郡（現在の岡山県真庭市）に大きな被害をおよぼした。次の史料は「津山藩日記」<sup>(6)</sup>の記事である。

### （史料3）

一、当月朔日之夜地震ニ付、在方破損之書付郡代吟味之上如左指出

覚

持高千七百貳拾三石八斗五升貳合 作州大庭郡・真嶋郡之内  
（津山なる道法十里余）  
（式拾六ヶ村）  
 一、家数貳百五拾九軒 村数

内 百拾八軒 潰家  
 百四十一軒 半潰家  
 一、堂宮拾八軒 半潰

是は所々堂宮此度地震ニ而損シ申候

一、田畑荒地 八ヶ所

反別九反六畝拾八歩

此高六石貳斗九升壹合

是は山崩打込永荒ニ罷成候

一、井溝埋 六ヶ所

是は山崩打込埋申候

一、山崩 七拾ヶ所

一、牛馬 内貳疋馬 四疋  
式疋牛

是は潰家打れ死申候

右は二月朔日子ノ刻、地震仕候処、

（相改候処、如斯ニ） 御座候、以上

宝永八年卯二月

清水小左衛門

川上半右衛門

右地震之書付立今日立之御飛脚

（御年寄中） 指越之、

（江戸佐久間） 主計・館喜左衛門方江爰許御家

史料3は津山藩の日記であるが、そのなかに地震被害報告書（「書付」）が写されている。被害報告書は国元の家老・年寄から津山藩江戸藩邸の佐久間主計・館喜左衛門に送られた。

史料3によると、この地震の津山藩領での被害地は美作国西部の大庭郡・真島郡の二郡である。地震で山崩れを起こし、田畑・井堰も山崩れによって被害

を受けたとある。死んだ牛馬の数の記載はあるが、人の死亡数は記されていないので死者はいなかったと思われる。家屋被害総数は二五九軒で、その内訳は潰家が一一八軒、半潰家が一四二軒であった。

### 三 一七二〇年・一七二一年地震と伯耆・美作地域

一と二でみたように、一七二〇年に伯耆国で地震が起こった約半年後に、美作国で地震が起こった。この二つの地震の関係はどのようなものか。

伯耆国に大きな被害をもたらした一七二〇年地震は美作国でも被害があった。「津山藩日記」宝永七年閏八月十九日条の記事には次のようにある。

#### (史料4)

一、去十一日地震ニ付、在中潰家・荒地・山崩・死人・死牛馬等有之旨、郡代  
 方申出之

史料4には去る閏八月十一日に地震があり、潰家・荒地・山崩・死人・死牛馬等の被害があったと記されており、宝永七年閏八月十一日に美作国でも潰家・死亡者を出す被害があったことがわかる。また一七二一年に美作国で被害を出した地震では、伯耆国・因幡国でも被害があった。関白近衛基熙の日記「基熙公記」の宝永八年三月十一日条には次のように記される。

#### (史料5)

一、因幡・伯耆、去二月一日地震、人家三百八十餘ツブル、男女四人死、山崩・田島等は皆無之由也



第1図 伯耆・美作・因幡国の郡境

郡境は徳永職男ほか『ふるさとの歴史 江戸時代の因伯(上)』新日本海新聞社、1978年、東昇「津山藩における宗門改制度の変遷」『京都府立大学学術報告』人文64、2012年による。

史料5は日記の記事であり被害報告書ではない。この日記には、因幡・伯耆は去る二月一日に地震が起き、人家は三八〇余潰れ、死者は男女四人で、山崩れや田畠の被害はなかったとのことである、と記される。「鳥取藩御目付日記」の宝永八年二月二日条には、一日夕方の地震があったことが記されていて、藩が二月一日に地震があったことを認識していることが確認できる。「大山寺諸事覚」<sup>8</sup>にも被害が記されているので、伯耆国では被害があったことが確認できるが、鳥取藩国元家老日記には、宝永八年二月一日の地震については記されていない。また史料5からは因幡国でも地震被害があったように読めるが、因幡国で被害があったという史料はない。「基熙公記」に記される因幡・伯耆の被害はほとんどが伯耆国の被害を指しているのではなからうか。

以上のことから、一七一〇年・一七一一年ともに伯耆国東三郡の河村郡・久米郡・八橋郡と美作国西二郡の大庭郡・真島郡で被害があったと考えるのが妥当と思われる。河村郡・久米郡・八橋郡の南に美作の大庭郡・真島郡が位置する(第1図)。一七一〇年・一七一一年の地震は東伯耆と西美作の地域を中心とした地震といえよう。

#### 四 家屋全壊率の検討

すでに一でみた鳥取藩の幕府への一七一〇年地震の被害報告「未刻伯耆国地震損亡之覚」(史料2)によると、被害は死亡者七五人、潰家一〇九二軒等であった。この被害はどの程度のものか。家屋被害率について検討してみよう。

被害を出した伯耆国三郡の河村郡・久米郡・八橋郡の家屋数から家屋倒壊率を導き出そう。同時代の戸数がわかる史料がないので、ここでは戸数は「因伯郷村帳」所収文久三年(一八六三)組合帳記載の戸数による<sup>9</sup>。それによると、

河村郡・久米郡・八橋郡三郡合計戸数は一万三一六四戸である。ただし、河村郡の和田氏自分手政治<sup>10</sup>の拠点松崎、久米郡の鳥取藩家老荒尾氏自分手政治の拠点倉吉町、八橋郡の津田氏自分手政治の拠点八橋の家数はここには記載されていない。この三つの町の松崎・倉吉・八橋のうち倉吉町の戸数については、寛延二年(一七四九)幕府巡検使への御答書<sup>11</sup>によって、家数が九八二戸(侍屋敷七九戸、町家九〇三戸)とわかるので、河村郡・久米郡・八橋郡三郡の全戸数を一万四一四六戸とすると、潰家は一〇九二軒なので、宝永七年(一七一〇)の伯耆国河村郡・久米郡・八橋郡三郡の家屋倒壊率は七・七パーセントであることがわかる<sup>12</sup>。

次に美作国西部の二郡(大庭郡・真島郡)の家屋被害率を出してみよう。約半年後の宝永八年(一七一一)二月一日の地震は伯耆国河村郡、久米郡の南部に隣接する美作国大庭郡・真島郡(現在の岡山県真庭市)に大きな被害をもたらした。「津山藩日記」によると、「作州大庭郡・真島郡」の被害家屋数は二五九軒で、その内訳は潰家が一一八軒、半潰家が一四一軒であった(史料3)。

美作国については宝永八年より少し前の元禄四年(一六八一)に作成された「作陽誌」<sup>13</sup>に戸数記載がある。同史料によると、大庭郡・真島郡の津山藩の総家屋数は三九九八軒(大庭郡二五二七軒、真島郡一四七一軒)で、潰家は一一八軒なので大庭郡・真島郡の家屋被害率は三・〇パーセントになる。

#### おわりに

以上の確実な史料によって、一七一〇年、一七一一年の地震による被害数を検討した。明らかになった点は以下の三点である。

① 一七一〇年の地震では、伯耆国東三郡の河村郡・久米郡・八橋郡で潰家一

九二二軒、死亡者七五人の被害があり、美作国にも被害がおよんだ。

- ② 一七二一年の地震では、美作国大庭郡・真島郡に、潰家一一八軒、半潰一四一軒の被害があり、伯耆国東三郡を中心に潰家三八〇余軒、死亡者四人の被害があつた。

- ③ 一七二〇年の地震による伯耆国河村郡・久米郡・八橋郡三郡の家屋倒壊率は七・七パーセントであつた。一七二一年の地震による美作国大庭郡・真島郡の家屋倒壊率は三・〇パーセントであつた。なお、この家屋倒壊率は、全壊家屋数が記された史料に記された総家数にもとづくものではなく、被害を受けた郡の総家数に拠るものである。伯耆国の家数は地震の時期とは離れた文久三年（一八六三）の史料に拠っている。さらに、松崎・八橋の家数は不明なので含まれていない。よつて、一七二〇年伯耆国の家屋倒壊率は参考値となる。

註

- (1) 今村明恒「因伯地方大地震の前表に就いて」『地震第一輯』第一六卷一、一四四年、一〜五頁
- (2) 西田良平「山陰地域の地震活動」『鳥取大学工学部研究報告』第三八卷、二〇〇七年、一五〜三九頁
- (3) 米村所平について、『鳥取県史』は宝永年中に在方事務と勘定所元方の事務を兼務していたとする。また、正徳から享保年間に在方の郡代と兼務する形で元締役（御勘定所と裏判所とを統括する者）に就任したとしている（『鳥取県史』第三巻 近世 政治』鳥取県、一九七九年、三〇五〜三〇六頁）。
- (4) 『名古屋叢書続編』第十一巻一
- (5) たとえば宝永地震の際の大坂三郷の被害報告（拙稿「一七〇七年宝永地震と大坂の被害数」『災害・復興と資料』第二号、二〇一三年）や正徳四年（一七一四）三月十五日の信濃小谷地震の被害報告『鸚鵡籠中記』正徳四年三月十五日条、『名古屋

叢書続編』第十二巻）など

- (6) 国文学研究資料館のマイクロフィルムによる。文字の判読できない箇所は『津山藩日記 二』（東京大学史料編纂所謄写本、内題、津山藩御日記写抜萃）で補い傍注を付した。

(7) 「鳥取藩御目付日記」鳥取県立博物館所蔵

(8) 『鳥取県史 第八巻 近世資料』鳥取県、一九七七年

(9) 『鳥取藩史 第五巻 民政志』鳥取県立鳥取図書館、一九七一年、村落表。

(10) 自分手政治とは因幡・伯耆統治にあたって重要な拠点に配置された、重臣のみに許された政治形態（河手龍海『因州藩鳥取池田家の成立―池田光仲とその時代―』鳥取市教育福祉振興会、一九八一年）のこと。

(11) 『鳥取藩史 第五巻 民政志』鳥取県立鳥取図書館、一九七一年。なお、倉吉町の町家数は、鳥取県立博物館所蔵倉吉御陣屋絵図（寛延之度倉吉御陣屋図）は九五四軒、鳥取県立博物館所蔵伯耆国倉吉侍屋敷町屋之絵図は九二四軒である。ともに二〇町の惣家数。両絵図とも寛延年間（一七四八〜一七五二）作成。

(12) 倉吉以外の松崎・八橋町の戸数を含めると、河村郡・久米郡・八橋郡三郡の全戸数はさらに増え、河村郡・久米郡・八橋郡三郡の家屋倒壊率はもつと低くなる。

(13) 『新訂作陽誌第三巻 西作誌下巻』作陽新報社、一九七五年

(14) 津山藩領の村名は享保二年（一七一七）時点のもの。津山市史編さん委員会編『津山市史 第四巻近世II』津山市、一九九五年による。なお『津山市史 第四巻近世II』の典拠は「美作鬢鏡」である。

〔謝辞〕津山藩の史料の収集については、片桐昭彦氏（東京大学地震研究所）・西山昭仁氏（東京大学地震研究所）のご協力をいただいた。また、鳥取藩史料・倉吉町の絵図調査では、鳥取県立博物館の皆様にご協力いただいた。感謝致します。

なお、本論文は基盤B（課題番号17102385）の成果の一部である。また、本研究は文部科学省による「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」の支援を受けている。